

第3章 構想区域の設定

1 構想区域の意義

地域医療構想の達成に向けた取組みを行うに当たり、構想区域の設定を行い、構想区域の医療需要に対する医療提供体制を具体化する必要があります。

構想区域は、医療法第30条の4第2項第7号に基づく区域で、二次医療圏を原則として、人口構造の変化、医療需要の動向、医療従事者や医療提供施設の配置の状況の見通しその他の事情を考慮し、一体の区域として地域における病床の機能の分化および連携を推進することが相当であると認められる区域です。

2 構想区域の設定

二次医療圏を構想区域とします。ただし、緊急性の高い脳卒中や急性心筋梗塞等の救急医療、がんなど診療密度が特に高い高度医療については、二次医療圏にこだわらず、福井・坂井圏域と他の圏域との連携を進めます。

(参考) 二次医療圏

二次医療圏は、医療法第30条の4第2項第12号に基づく区域で、地理的条件等の自然条件や交通事情等の社会的条件、患者の受療動向等を考慮して、一体の区域として入院に係る医療提供体制の確保を図る区域です。

福井県の二次医療圏の状況

医療圏	人口（人）		面積 (km ²)	構成市町
	2010年	2025年		
福井・坂井	407,405	377,935	957	福井市、あわら市、坂井市、永平寺町
奥越	59,048	49,295	1,126	大野市、勝山市
丹南	189,106	174,588	1,008	鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町
嶺南	143,568	129,212	1,099	敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町

福井県の構想区域

